

日本における機械装置及びプ ラントの標準販売条件

2017年12月発行

定義等

用語	意味
検収証明書	供給範囲（又は該当する場合、その区分）が、本販売条件に従って検収試験に合格したとみなされるときに発行される検収証明書。
検収試験	供給契約に規定する供給範囲に係る検収試験（もしあれば）。
基準日	サプライヤ申込書の日付。
変更発注	買主の代表者及び変更要請を実行するサプライヤにより適式に署名された書面。
変更要請	サプライヤの供給範囲の実行における手段又は方法を含む、サプライヤの供給範囲の変更についての要請。
改正法	指令、法律、規則、規制、法典、基準又はそれらの新たなもしくは異なる解釈における変更又はそれらの制定。
供給契約	買主及びサプライヤ間で成立したサプライヤによる供給範囲の供給についての契約。
サプライヤ	買主に供給される予定の供給範囲に係るサプライヤ申込書を発行している、又は買主と供給契約を締結している各会社又は日本に登記上の事業所を有する恒久的施設。
サプライヤ申込書	（明示的に含まれる場合かつその範囲で）何らかの敷地サービスを含む、供給範囲に係るサプライヤの見積り又は申込み。
契約価格	サプライヤ申込書又は（拘束力を有する契約の場合）供給契約に定める契約価格。
費用等	間接費、保険料、資金調達費用及び類似の料金並びに合理的な利益を含む、サプライヤが負担する又は負担する予定の全ての費用及び経費。費用等を計算するとき、サプライヤの人件費は、サプライヤ申込書に規定するサプライヤの期間対応の料率に基づくものとし、又はサプライヤ申込書に記載されていない場合、当該作業が実施されるときに現行のサプライヤの料率に従うものとする。
日	暦日。
本件瑕疵	本件製品の出来ばえもしくは材料における、不作為を含む納入時の瑕疵、又は商業上合理的な技能及び注意に従って文書を作成しないこともしくは敷地サービスを提供しないこと。
輸出管理事由	輸出管理規制が、輸出ライセンスを要求することができる、又は追加費用もしくは遅延を生じさせ、サプライヤの履行を禁止し、かつ／又は供給契約を履行するのに合理的でないものに行うことができる場合の状況。
輸出管理規制	本件製品の取引を禁止又は制限することのできる、全ての適用される国内の及び国際的な法律、規制、命令、通商禁止令、行政上の慣行もしくは決議。
輸出ライセンス	サプライヤが輸出管理規制に基づき取得することを義務付けられる、供給契約に基づく本件製品の供給に係るライセンス又はそれに相当する所轄官庁による正式な承認。
不可抗力	戦争もしくはテロ行為、暴動、市民騒擾、禁輸、輸出／輸入許可の遅延もしくは拒否、伝染病、ストライキ、火災、交通機関もしくは通関手続の遅延、地震、洪水、ハリケーン、台風、嵐、その他の天変地異もしくは政府の行為又は当事者の制御を超えたその他の事情。
本件製品	サプライヤによって、又はサプライヤを代理して納入されるプラント、装置、部品及び材料で、サプライヤ申込書又は（拘束力を有する契約の場合）供給契約に明示的に記載するもの。
～を含む	～を含むが、これに限らない。
インコタームズ	インコタームズという名で国際商業会議所（パリ）によって発表され、基準日に実施される、あらかじめ定義された一連の通商条件。適用されるインコタームズの規定によって定義される又は特定の意味を与えられるいずれかの用語又は表現は、本販売条件において同一の意味を有するものとし、インコタームズと本販売条件の規定の間で抵触が生じる場合、本販売条件が優先するものとする。
プロセス保証	供給契約においてサプライヤが付与する、本件製品がプロセス、性能又は機能の点において一定の要件を満たすという保証。但し、かかる保証が、サプライヤ申込書又は（拘束力を有する契約の場合）供給契約において、「プロセス保証」として明示的に定められ、かつ、そのように呼ばれていることを条件とする。
買主	供給契約に関連するサプライヤの顧客。
買主範囲	サプライヤの供給範囲には明示的に含まれていない、供給範囲に関連する全ての作業（土木作業、装置、文書化及びサービスを含む。）で、本販売条件又はサプライヤ見積りにおいて買主（買主が責任を負っている第三者を含む。）の責任として明記されるあらゆる作業を含むもの。
本件スケジュール	サプライヤ申込書又は（拘束力を有する契約の場合）供給契約に定める供給範囲の日程で、本販売条件の第6.6条に従って修正されることがあるもの。

用語	意味
供給範囲	サプライヤ申込書又は（拘束力を有する契約の場合）供給契約にサプライヤの責任として明示的に記載する本件製品、文書化及びサービス（もしあれば、敷地サービスを含む。）。
本件敷地	本件製品が設置される予定の場所。
敷地サービス	サプライヤによって本件敷地において提供されるサービス（本件製品の該当する組立て、試運転及び試験又はそれらの監督の範囲を含む。）で、サプライヤ申込書又は（拘束力を有する契約の場合）供給契約にサプライヤの責任として明示的に記載するもの。
試験プロトコル	別紙Aの第2段落に規定する意味を有する。
本販売条件	別紙A（該当する場合）を含む、本供給及び敷地サービス条件。
保証条件	第8.1.5条に定める意味を有する。
保証期間	サプライヤ申込書に、又は（場合に応じて）供給契約に別途記載する場合を除き、本件製品の初期運転日から一定かつ延長不可の12か月間、又は関連する本件製品もしくはサービスの納入準備完了後から18か月間のいずれか短い方の期間。

一般条項

本販売条件は、サプライヤ申込書及び供給契約の不可欠な部分に該当し、かつ、それらを構成するものとする。

供給契約の一部を構成し、かつ、本販売条件に抵触するもしくは矛盾する、又は本販売条件に規定する責任に追加して、もしくは当該責任とは異なる責任をサプライヤに課す、買主の購入注文、申込み、検収その他の買主の文書又は要件に関する規定は、供給契約には適用されないものとし、かつ、いかなる効力又は効果も有しない。買主の購入条件は、もしあれば、供給契約には適用されず、またいかなる効力又は効果も有しないものとする。

本販売条件は、供給契約（サプライヤ申込書を含む。）に抵触している又は矛盾しているどの規定にも優先するものとする。但し、(i) サプライヤが自己のサプライヤ申込書もしくは適式に署名された文書によって本販売条件の規定を明示的に修正し、かつ、修正されている本販売条件の特定の規定を参照した場合、又は(ii) 本販売条件が、サプライヤ申込書もしくは（場合に応じて）供給契約の各規定から逸脱する選択肢を明示的に規定する場合のみを除く。

1. 供給範囲：

- 1.1 サプライヤの作業は、供給範囲に限られるものとする。買主は、買主範囲について責任を負うものとする。
- 1.2 供給範囲が、買主又は買主のその他の請負人のその他の装置と連結することを義務付けられる場合、買主は、その範囲及び互換性を含むかかるインターフェースについて責任を負うものとする。

2. 変更発注／供給契約締結／文書：

- 2.1 買主は、変更要請を提案することができる。変更要請の場合、サプライヤは、提案された変更要請がどのように実行されることができるか、及び供給契約（契約価格、スケジュール等を含む。）にどのような修正が必要とされるかについて、買主に通知する。買主が、提案された変更要請を進めることを望む場合、両当事者は変更発注に同意する。サプライヤは、変更発注書が両当事者によって署名されるまで、変更要請を実行するいかなる義務も有しないものとする。但し、買主が、（変更発注書なしに）サプライヤに変更要請を進めるよう要請する場合で、サプライヤが、その独自のかつ絶対的な裁量によってそう進める場合、サプライヤは、その結果として生じる費用等の払戻及び結果として生じる遅延に係る期間の延長を受ける権利を有するものとする。サプライヤは、自らの費用負担で変更要請が実行されるよう要求することができ、かかる変更要請は、重大な理由がない場合は買主によって許可される。
- 2.2 納入前検査及び試験は、もしあれば、供給契約において規定され、かつ、当該契約に定めるものに限定されるものとする。供給契約に定められていない納入前検査及び／試験については、第2.1条の変更要請手順に従うものとする。その他記載のない場合、かかる納入前検査及び試験は、サプライヤの標準検査手順に従って実施されるものとする。
- 2.3 サプライヤが承認を求めて文書を発行する場合、当該文書は、不当な遅滞なく、いずれにしても各提出から7日以内に（もしあれば、コメントと共に）承認され、かつ、サプライヤに返却されなければならない。かかる承認及び返却がなされなければ、かかる文書は承認されたものとみなされる。買主は、該当する文書が供給契約の要件に反していることを示すことができる場合かつその範囲においてのみ、自己の承認の付与を差し控えることができる。
- 2.4 サプライヤは、供給範囲のアイテムを代用する権利を留保する。但し、かかる代用は、同等の又はそれより優れた標準のアイテムによって行われることを条件とする。サプライヤは、自己の計画、手順及び作業方法に基づいて供給契約を締結することができる。但し、それらが供給契約の明示的な規定に抵触する範囲においては、この限りではない。

2.5 買主は、サプライヤが、本件スケジュールに従って、遅滞、中断、妨害又は障害（種類の如何を問わない。）なく、自己の供給範囲（敷地サービスを含む。）を開始し、履行し、かつ、完了することができるよう、買主範囲の各納入及びその他の活動が適時にかつ十分に開始され、実施され、かつ、完了されることを確保するものとする。

3. 敷地サービス：

3.1 敷地サービスが供給範囲に含まれる場合、買主は、サプライヤが要求する場合はいつでも、サプライヤが本件敷地への安全かつ適切にアクセスできるようにするものとする。供給契約が検収試験について規定する場合、別紙Aが適用されるものとする。

3.2 供給範囲が、サプライヤによって、又は何らかの建物内におけるサプライヤの監督の下、もしくはサプライヤによって提供されていないその他の土木作業に基づいて設置される場合、当該土木作業（天井、壁、床及び関連する貫入を含む。）は、供給契約及び／又はサプライヤによって書面にて要求される時期までに、かつその条件で、準備が整っているものとする。買主の本義務の不履行により、サプライヤは、どの土木作業が買主の作業を遅らせ、中断させ、妨げ、又は妨害しているかを記載した、自己の敷地サービスを停止する旨の通知書をもって、当該サービスを停止する権利を付与される。

3.3 敷地サービスを実施するサプライヤのために、買主は、以下の全てを提供する責任を負うものとする：

- (a) 土木作業
- (b) 製品を作成するための燃料及びその他の原料並びに消耗品及びユーティリティで、供給契約及びサプライヤの全ての要件に厳格に適合するもの
- (c) 通信接続
- (d) サプライヤが要求する、研修を受けた有資格の労働者、運転者その他の人員
- (e) 本件敷地において本件製品の輸送を援助する、安全かつ信頼性のある装置で、クレーンその他の揚重機及び輸送装置（買主の人員によって運転かつ保守される。）を含むもの
- (f) 道具及び小さな機械装置の部品を保管するための安全に施錠される乾燥室
- (g) セキュリティ
- (h) 十分な照明
- (i) 敷地サービスを履行するための合理的な気候及び要求される周囲条件を確保するための、本件敷地における建物の暖房又は冷房
- (j) オフィススペース及び設備並びに福祉施設、食堂、更衣室及び洗面設備
- (k) サプライヤが敷地サービスを履行する目的で要求することのできる図面又は情報
- (l) 本件製品の試運転のために要求される特別な道具、並びに／又は
- (m) サプライヤの要件に従った燃料、ユーティリティ及び製品の分析

3.4 いかなる事情があっても、サプライヤは、買主によって提供されるもしくは利用可能とされるその他の請負人もしくは者の作為及び／又は不作為について、みなし雇用主その他のいずれかを通して、請負人等によって供給される作業もしくは装置について、請負人等の支払、福祉、作業の安全装置もしくは安全手段の提供について、又は請負人等の作業、生産性もしくは出来ばえについて、一切責任を負わない。買主は、かかる者又は請負人が、サプライヤの指示及び要件を厳格に遵守しないことについて、単独で責任を負うものとする。買主は、かかる者又は請負人の作為又は不作為から生じる（その方法を問わない。）、財産の損失もしくは損害又は人身傷害もしくは死亡に関する、結果として生じる一切の請求及び債務について、サプライヤを補償し、防御し、かつ、サプライヤに損害を与えないものとする。但し、サプライヤの過失によって直接引き起こされる範囲を除く。

3.5 サプライヤが、自己の責によらず、本件敷地に訪れるもしくは敷地サービスを実施する人員に必要なビザ又は就労許可を、全く取得できない、又は本件スケジュールを守るのに必要な期間内に取得できないといういずれかの場合、第6.6条の規定が適用されるものとする。

4. 支払：

4.1 サプライヤ申込書又は供給契約に明示的に別途記載する場合を除き、買主による契約価格の支払は、そのうち30%を供給契約の効力発生後に前払金として、そのうち30%を本件製品の出荷準備完了後及び出荷前に、そのうち30%を本件製品の試運転後で、いずれにしても出荷準備完了後4週間以内に、そして残りの10%を検収試験に無事合格した後、又は本件製品の出荷準備完了後から6週間以内に、いずれか最初に起こる日付において行われるものとする。

4.2 支払は全て、サプライヤの該当する請求書の受領日の翌月の20日に、サプライヤ申込書に異なる通貨が記載される場合を除いて日本円で、電信振込によって何らの控除なしに現金払いで行われる。

4.3 支払は、サプライヤが、取消不能な形で利用可能な資金の全額を自己の指定した銀行口座において受領するまで、効力を発生するとみなされないものとする。

4.4 買主は、請求書の有効性に対する異議について、その受領から5日以内にサプライヤに書面で通知するものとし、異議のない場合は、当該請求書は有効かつ支払うべきものとみなされるものとする。

- 4.5 買主は、契約価格の支払について、相殺する権利又は差し控えるもしくは保留する（その形式を問わない。）権利を有しないものとする。
- 4.6 サプライヤは、契約価格の第1回分の支払が第4.3条に従ってサプライヤによって受領されるまで、供給範囲を開始する義務を一切有しないものとする。
- 4.7 いずれかの支払が、支払の適用日までに受領されない場合、サプライヤは、催告を行うことなく、毎月1%（及び一部の場合は按分）の利息を付ける権利を有するものとする。さらに、その旨の書面通知から7日後、サプライヤは、当該支払及び支払期限の到達した利息が全額受領されるまで、供給契約に基づく自己の履行の全て又は一部を停止することができる。
- 4.8 買主の責に全面的又は部分的に帰すべき事由、及び／又は本販売条件の第4.7条その他の規定に基づくサプライヤによる停止によって、供給範囲の開始が遅延した場合、第6.6条が適用されるものとする。支払の全額が、サプライヤによって、該当する支払期日から21日が経過した後も未だ受領されない場合、サプライヤが供給範囲のいずれか一部を開始したか、及び／又は自己の作業を停止したかどうかにかかわらず、サプライヤは、直ちに効果が生じる書面通知によって、第10.3条に基づき供給契約を解約する権利を有するものとする。
- 4.9 買主又は買主が責任を負う第三者によって、サプライヤが、契約価格の全部もしくは一部を受給する権利を得るのに必要である一定のマイルストーン又は活動を達成するのを遅延した場合、サプライヤは、サプライヤが有することのできるその他の権利又は救済を損なうことなく、支払いを受ける目的で、何らの遅延もなかったと仮定して自己が達成できたであろう日付から遅くとも14日後までに、当該マイルストーン又は活動を達成したとみなされるものとする。
- 4.10 契約価格を除いた、供給契約に基づくサプライヤに支払うべき合計額の支払期日は、買主が該当するサプライヤの請求書を受領してから14日後とし、前記第4条の規定は、かかる合計額に等しく適用されるものとする。

5. **税金等：**

- 5.1 契約価格及びサプライヤに支払われるその他の金額には、全ての関税、税金（付加価値税、販売税、使用税、営業税、物品税もしくは源泉徴収税を含む。）、査定額又は手数料（種類を問わない。）が含まれておらず、かつ、買主はそれらに対して責任を負うものとする。但し、サプライヤの収益に基づき査定される何らかの税金その他手数料又は供給範囲の納入に関連する該当するインコタームズに基づくそれらが、サプライヤによって支払可能である範囲においては、この限りではない。
- 5.2 敷地サービス及び／又は供給契約自体に関連して供給範囲が設置される国の当局によって、関税、税金、査定額又は手数料がサプライヤに課される場合、買主は、サプライヤにかかる全ての金額を払い戻すものとする。
- 5.3 買主が、適用法によって、かかる関税、税金、査定額又は手数料に関連してサプライヤに対する支払期日が到来した支払から控除を行う義務を負う場合、買主は、サプライヤによって受領される純支払額にかかる控除が行われないような方法で、なされる支払額を増額させるものとする。

6. **納入／危険負担／遅延：**

- 6.1 サプライヤは、適用されるインコタームズに従い、本件スケジュールに明記する日付までに本件製品を納入するものとする。インコタームズが何ら規定されない場合、納入は、サプライヤが明記する製造業者プラントでの工場渡しでなされるものとする。製造業者プラントが何ら明記されない場合、納入は、サプライヤの建物での工場渡しでなされるものとする。サプライヤが、規定される各インコタームズによって、納入国への輸入について何らかの輸入手続を行う義務を負う場合、買主は、自己の費用負担で、サプライヤが合理的に要求する何らかの方法でサプライヤを支援する義務を負う。輸入手続の完了における何らかの遅延（サプライヤによる遅延を除く。）は、サプライヤに第6.6条に従って期間の延長及び費用等の補償を受ける権利を与える事由となるものとする。
- 6.2 危険負担の移転及び供給範囲の損害については、サプライヤ申込書の日付時点で適用される規定されたインコタームズに従うものとする。敷地サービスをサプライヤの供給範囲に含めることによって、かかる危険負担の移転及び損害を改変することのないものとし、またサプライヤが買主範囲及び／又は本件敷地に関する保護、保管及び管理（形式を問わない。）について何ら推測をしないものとする。
- 6.3 梱包、寸法及び総重量に関する記載はおおよその規準であり、サプライヤを拘束するものではない。
- 6.4 サプライヤは、供給範囲を異なる国々を含む複数の場所から納入することができ、かつ、様々な種類の輸送手段を使用することができる。一部納入及び積替えは許可される。
- 6.5 供給範囲の納入又は提供時に、買主は、関連する供給範囲を検査し、第8.1.1条に基づき、本件瑕疵についてサプライヤに書面で速やかに（いかなる場合にも7日間以内に）知らせる。サプライヤは、その後直ちにかかる不作為又は本件瑕疵を是正する。買主が、納入時点で提供されたときに供給範囲を検査しなかった場合、サプライヤは、買主の費用及び危険負担（保険費用及び保管費用を含む。）で、保税倉庫に同一のものを納入することができ、供給契約に基づく自己の納入義務

務を果たしたものとみなされ、納入に付随するいずれかの金額の支払を受ける権利を有するものとする。検収試験が第8.1条又は第8.2条に規定され、かつ、当該条項の定めるところによる場合、及び買主が本第6.5条の最初の文に基づき書面通知を行った場合を除き、供給範囲に含まれる本件製品及び文書は、あらゆる目的のためにそれらの各納入時に検収されたものとみなされ、かつ、敷地サービスはあらゆる目的のためにそれらの各完了時に検収されたものとみなされるものとする。但し、かかる検収は、第8.1条及び第8.2条に基づく買主の保証を受ける権利を損なうことのないことを条件とする。

- 6.6 (i)第2.1条に基づく何らかの変更、(ii)何らかの停止、(iii)例外的に悪い気候条件、(iv)不可抗力に全面的もしくは部分的に起因する、人員もしくは製品の可用性の予測不能な不足、(v)買主（買主が責任を負う第三者を含む。）によって起こる、もしくは買主に全面的もしくは部分的に起因するサプライヤの何らかの遅延、中断、障害もしくは妨害又は契約違反、又は(v)本販売条件もしくは供給契約が、サプライヤに対して本条に基づく受給権を与えることとなるその他の事由もしくは事情がある場合、サプライヤは、買主によるその追加の費用等の支払及び発生した遅延に係る期間の延長を受ける権利を有するものとする。サプライヤは、本条に基づく受給権を与える何らかの事由について、当該事由を認識してから合理的な期間内に、買主に書面通知を行うものとする。
- 6.7 サプライヤが、サプライヤの過失に起因する事由（買主に全面的又は部分的に起因するいかなる事由ではない。）により、2週間を超えて遅れて、適用されるインコタームズに従って本件製品を納入する場合、買主は、全体の合計最高遅延損害賠償予定額の上限を契約価格の5%とし、丸1週間遅延する毎に、本件製品の遅延した部分の価値に帰属する契約価格の部分の0.25%に相当する額の損害賠償予定額（違約金ではない。）を受給する権利を有するものとする。かかる損害賠償予定額は、サプライヤが納入しなかった本件製品がほんの一部で、供給範囲の完了を遅らせない場合、又は買主が結果として生じる損失もしくは損害を何ら被らなかつた場合、支払われるべきものにはならない。損害賠償予定額の支払は、サプライヤの供給範囲に関連するサプライヤの遅延から生じるもしくは当該遅延に関する、サプライヤに対する買主の請求の十分かつ完全な履行及び買主の唯一の排他的な救済を構成するものとする。遅延又は履行遅滞に係るその他の一切の請求（中間もしくはその他の日程又はマイルストーンを達成する際の何らかの遅延を含む。）は、除外されるものとする。
- 6.8 各当事者は、かかる履行が不可抗力によって遅滞される、中断される、妨げられる又は妨害される範囲において、供給契約に基づく自己の義務の履行を免除されるものとする。当事者は、不可抗力の発生を認識してから14日以内に、当該発生についての書面通知を行うものとする。かかる不可抗力の遅延が合計で3か月間を超える場合、各当事者は、直ちに効果が生じる通知によって、供給契約を解約する権利を有するものとする。かかる解約の場合、サプライヤは、解約日の時点で支払期限が到来し、当該日において未払のあらゆる支払、並びに以下の(i)今日までの供給契約の履行、(ii)供給契約に基づく自己の義務の停止、(iii)供給契約に基づくあらゆる自己の義務を実行する計画、(iv)動員解除、及び(v)関連する下請の解除（合理的な解除料金を含む。）に関して生じたあらゆる費用及び経費を受給する権利を有するものとし、いずれの場合も、解約日にサプライヤに支払われる契約価格によって賄われない範囲におけるものとする。第9条に基づく義務を除き、いずれの当事者も、適用法上許容される最大限の範囲において、供給契約の解約をもって、供給契約に基づくもしくは供給契約から生じるその他の又は追加的な責任又は義務を他方当事者に対し負わないものとする。

7. 所有権：

- 7.1 供給範囲の権原は、サプライヤが契約価格の支払を全額受領したとき、買主に移転する。全額の支払までの本権原の留保は、第6.2条に基づく危険負担の移転又は供給範囲の損害に影響を及ぼさないものとする。契約価格の支払が全額受領されるまで、供給範囲は、サプライヤの事前の書面同意なくして、販売される、質権設定がなされる、その他負担を付される、又は（支払条件に別途明記する場合を除き）商業生産のために使用されることのないものとする。

8. 保証：

8.1 本件製品、文書化及び敷地サービスに関する保証：

- 8.1.1 本第8.1条及び第8.3条の規定に従い、サプライヤは、供給範囲に本件瑕疵がないことを保証する。本保証は保証期間の最終日をもって満了する。
- 8.1.2 サプライヤは、第8.1.1条に基づく本件瑕疵を修補する責任を負うものとする。但し、いかなる場合においても発見後7日以内に、かつ、保証期間の終了前までに、買主がサプライヤに対し速やかに本件瑕疵の詳細を書面により通知することを条件とする。
- 8.1.3 サプライヤは、保証期間後に何らかの形態の第8.1.1条に基づく本件瑕疵（潜在的その他を問わない。）について通知書を受領した場合、適用法上許容される最大限の範囲まで当該本件瑕疵について責任を負わないものとする。疑義を避けるために付言すると、保証期間中にサプライヤが修正した供給範囲の保証対象期間は保証期間の満了時に満了するものとする。
- 8.1.4 サプライヤが第8.1.1条に基づく本件瑕疵について責任を負う場合、サプライヤは、（当該本件瑕疵の性質、交換部品のリードタイム等を考慮した上で、）合理的に実務上可能な限り速やかに当該本件瑕疵を調査の上修正するものとする。供給範囲に含まれる本件製品に関して存在する第8.1.1条に基づく本件瑕疵の修正は、瑕疵ある本件製品の関連部品の修理又は交換のうちサプライヤが選択する方によるものとする。供給範囲の対象に含まれるサービス（敷地サービスを含む。）及び文書化に関して存在する第8.1.1条に基づく本件瑕疵の修正については、サプライヤが瑕疵あるサービス又は文書化の関

連部分を再実施するものとする。買主は、都度、本件敷地について必要かつ安全な全てのアクセス権及び占有権をサプライヤに付与するものとする。サプライヤが合理的な期間内に自身の義務を履行しなかった場合、買主は、7日以上前にその旨を書面により通知した上で、サプライヤの費用負担で該当する本件瑕疵を第三者に修正させる権利を有するものとする。但し、本来であればサプライヤが第8.1条に基づいて当該費用を負担していた場合であって、買主が自身の費用を合理的に軽減しており、かつ、通知された期間内にサプライヤが修正を開始しておらず、またその後においても熱心に修正を行わなかった場合に限り。サプライヤは、第三者により行われたかかる修正作業について責任を負わないものとする。交換部品の納入は、供給契約に明記されるものと同じ納入（インコタームズ）条件に従ってなされるものとする。買主は、修理又は交換された瑕疵ある部品の分解、撤去、輸送、設置及び試運転の際に用いたか又は負担した全ての労働力、装置及び費用について責任を負うものとする。サプライヤは、上記に従って本件瑕疵を修正した場合には、自身の保証義務に違反したものはみなされないものとする。

8.1.5 第8.1.1条に基づく本件瑕疵に関するサプライヤの責任は、本件瑕疵が次の事項の1つ以上によって生じていないことを条件とする：(a)部品の通常摩耗及び破損、(b)非純正予備部品の使用、(c)供給契約もしくはサプライヤの取扱説明書記載の仕様に厳格に適合しない燃料、消耗品もしくはユーティリティの使用、(d)上流装置及び／もしくは下流装置の故障、(e)サプライヤの明示的な書面による事前同意を得ていない改修、(f)腐食物質もしくは研磨物質の使用、(g)グッド・エンジニアリング・プラクティス、供給契約もしくはサプライヤの書面による要求を厳格に遵守していない、本件製品の保管、取扱い、使用、運転もしくは保守（サプライヤの取扱説明書及び使用説明書並びに買主自身の品質保証要求事項の不遵守を含む。）、(h)買主によってもしくは買主のために供給された情報、サービス、人員、装置その他部材、(i)サプライヤによる検取試験、設置監督及び／もしくは設置の不許可、並びに／又は(j)その他サプライヤの責に帰さない状況もしくは事情（以下「保証条件」と総称する。）。

8.1.6 第8.2条に明記される目的以外の検取試験が供給契約に規定されている場合、本件製品に第8.1.1条記載の保証に基づく重大な本件瑕疵がないかを検証するためにかかる試験を実施するものとする。この場合、かかる検取試験は、別紙Aの第1段落、第2段落及び第4段落の規定に従う。(i)買主が本件製品を使用した時点、(ii)試運転の完了後は1か月以内、設置完了後は3か月以内、もしくは本件製品の主力製品の納入準備後は4か月以内の時期のうち、いずれか早い時期に買主の責に全面的もしくは部分的に帰すべき事由により検取試験が行われず、合格しなかった時点、又は(iii)かかる試験中に重大な本件瑕疵が特定され、サプライヤが第8.1.4条の規定に従って当該本件瑕疵を修正した時点のうち、いずれか早い時点において、かかる検取試験に関するサプライヤの義務は完全に履行され、買主は、あらゆる目的において供給範囲を検取したものとなされるものとする。

8.2 プロセス保証：

8.2.1 本第8.2条、第8.3条及び別紙Aの規定に従い、サプライヤは、本件製品がプロセス保証（もしあれば）を満たすことを保証する。本保証は、別紙Aの第3段落に従ってプロセス保証が履行された時に満了する。

8.2.2 「プロセス保証」という用語が本販売条件において使用されていることから、明示的かつ明確に「プロセス保証」とは呼ばれていない、供給範囲（個別部品を含む。）のプロセス、性能又は機能性に関する又は関係する技術的な数値、技術データその他の記述（種類の如何を問わない。）はプロセス保証を構成しないものとする。かかる数値、データ及び記述は表示しているだけであり、拘束力を有しないものとする。

8.2.3 全てのプロセス保証（もしあれば）は、i)供給契約記載の仕様に厳格に適合する燃料、材料及びユーティリティが安定的かつ絶え間ない流れで供給されること、ii)検取試験中にサプライヤにおいて必要となる、研修を受けた有資格の十分な人員を買主が提供すること、iii)サプライヤが運転保守に関する全ての記録及びデータアクセス権を取得しており、かつ、買主がサプライヤから書面により要求される製品、ユーティリティ及び燃料に関する分析を全て実施していること、iv)サプライヤが検取試験を実施し、又はその実施を技術面で監督していること、v)上記に記載されていない範囲までの保証条件、並びにvi)別紙Aの条件及びその他の規定を条件とする。

8.3 免責及び責任制限：

適用法上許容される最大限の範囲まで、(i)サプライヤは、本書をもって、上記第8.1条及び第8.2条に明示的に定められていない又は黙示の、制定法上の、慣習的もしくはその他の全ての条件、保証及び表明（目的適合性又は商品性に関する保証を含む。）であって、本規定の除外及び拒絶がなければ買主の利益となるように存在するような又は存在する可能性のあるものを除外し、及び拒絶し、(ii)上記第8.1.4条及び別紙Aの第5段落に定める買主の救済は、供給範囲の瑕疵（第8.1条の対象である本件瑕疵を含む。）又は第8.2条の対象であるプロセス保証の不達成に関する買主の唯一の排他的な救済であるものとし、(iii)サプライヤは、保証違反もしくは瑕疵（第8.1条の対象である本件瑕疵を含む。）又は第8.2条の対象であるプロセス保証の不達成によって生じるかもしくはこれに起因する損失もしくは損害（下記第10.5条記載のものを含む。）について責任を負わないものとする。

9. 秘密保持義務及び知的財産：

9.1 買主は、供給契約に基づいて口頭、電子的手段、書面、（敷地見学、試験もしくは監査等による）視覚的手段又はその他の手段でサプライヤから公開又は提供される全ての情報、図面及びデータ（種類の如何を問わず、「秘密」と表示されているかを問わない。）（以下「秘密情報」という。）を非公開かつ秘密とみなすものとする。買主は、（供給契約の目的において必要な場合（買主並びに買主の関連会社の役員、取締役及び従業員に対する開示を含む。）及び／又は公開証券

取引所規則もしくは適用法によって求められる場合を除き、) サプライヤの事前の書面同意を得ずに秘密情報又はその詳細を公表せず、又は開示してはならない。本第9条のいかなる規定も、本規定の違反によらず公知となった秘密情報又はその開示及び使用に係る権利とともに買主が既に所有していた秘密情報の公表又は開示を妨げないものとする。

- 9.2 供給契約の目的における開示は、本第9条に定める条件と同等以上の厳格な条件で買主からなされた不使用及び秘密保持に関する約束と引換えに行うものとする。証券取引所又は適用法によって求められる開示の場合、買主は、秘密情報のうち法律上開示が求められる部分のみを開示するとともに、当該秘密情報が秘密扱われるためにあらゆる合理的な努力を尽くすものとする。
- 9.3 供給契約に基づいて買主に付与されたか、もしくは(目視検査その他により)買主において利用可能となったか、又は供給範囲及び敷地サービスに適用され、これらに組み込まれた本件製品、文書又はその他の情報に係る知的財産権は、サプライヤ(又はその下請業者)の排他的財産として存続するものとする。
- 9.4 買主による契約価格の全額払込を条件に、買主は、供給契約に基づいて提供される本件製品の運転及び保守を唯一の目的として、供給契約に定める応用及び使用のために限り、供給範囲及びサプライヤから提供される秘密情報に係る知的財産権を使用するための非独占的で譲渡不能かつロイヤルティ無償のライセンスを有するものとする。但し、第三者としての権利及び秘密保持義務並びにサプライヤによる契約価格全額の支払の受領が存在することを条件とする。買主は、供給範囲に係る権原とあわせた場合のみ、供給範囲に係る知的財産権を譲渡することができる。
- 9.5 サプライヤによる本件製品の設計が第三者の装置クレームを侵害するとの裁判所の終局判決がサプライヤに対し下されない限りにおいて、サプライヤは、知的財産権の侵害について買主に対し責任を負わないものとする。但し、サプライヤに対し行われた請求が以下のいずれかを根拠としているか、又は以下のいずれかに関係する場合に限る：(i) サプライヤから供給されていない装置、サービス、システムもしくはソフトウェアと合わせた本件製品の相互連結、組み合わせもしくは使用、(ii) 買主もしくは買主を代理した第三者によって作成された仕様(設計図及び使用説明書を含む。)、(iii) サプライヤの事前の書面同意を得ていない供給範囲の変更、(iv) 方法クレーム、物クレームもしくはプロダクト・バイ・プロセス・クレーム、(v) 買主における過程の一環としての供給範囲の使用(かかる使用によって生産もしくは加工された製品を含む。)、(vi) サプライヤが登記上の事務所を置く国以外で交付された特許、又は(vii) 買主もしくは買主の持株会社及び子会社が所有もしくは取得している特許。例外が適用された場合には、買主が当該請求について完全に責任を負い、サプライヤが負担した一切の費用を支払うものとする。

10. 救済及び責任制限：

10.1 解約事由：

- 10.1.1 各当事者は、(i) 本販売条件の規定により、当該当事者が供給契約を解約するための明示的な権利を付与されている場合、(ii) 他方当事者が供給契約に基づく重要な義務を履行せず、被不履行当事者からの当該不履行に関する書面通知の受領後30日以内に当該不履行の是正を開始しておらず、その後においても熱心には是正を行っていない場合、又は(iii) 他方当事者が清算手続、破産手続もしくはその他の支払不能手続の対象となり、他方当事者のいずれかの資産もしくは事業に関し財産保全管理人が任命され、他方当事者の債権者との間で債務整理もしくは債務免除(合併もしくは再建を目的とした、支払能力のある会社としての債務整理計画を除く。)を行い、もしくは同様の取決め、事由もしくは法的手続の対象となった場合、他方当事者に対しその旨を書面により通知することにより、供給契約を解約することができる。

10.2 買主による解約：

- 10.2.1 買主が第10.1.1条に基づいて供給契約を解約する権利を有する場合であって、買主が適時にその旨を書面により通知して供給契約を解約した場合、サプライヤは、当該解約時における買主に対する責任として、供給範囲の完了のために必要である、契約価格を上回る合理的な追加費用、又は納入時の供給範囲の公正な市場価値と契約価格の差額のうち、いずれか低い方を支払うものとする。適用法上許容される最大限の範囲まで、かかる解約時における買主の権利は、解約又は合意取消/撤回がなされた場合に買主において利用可能となる可能性のあるその他の救済を除外するものとする。
- 10.2.2 サプライヤは、買主が負担した方法を問わず、その他全ての費用及び経費、損失又は損害について責任を負わないものとし、また、上記第9条及び第10.2.1条に基づく義務を除き、いずれの当事者も、適用法上許容される最大限の範囲まで、供給契約に基づく又は供給契約から生じる追加的な責任又は義務を他方当事者に対し負わないものとする。
- 10.2.3 サプライヤ申込書又は(場合に応じて)供給契約に、買主が都合により供給契約を解約する権利を有する旨が明示的に記載されている場合又は適用ある制定法に基づいて買主がかかる権利を有する場合であって、買主がかかる権利を行使した場合、サプライヤは、上記第6.8条に従った不可抗力事由により供給契約が解約されたものとして補償を受ける権利を有するものとする。但し、サプライヤが供給契約に基づいて受領を予定している利益全額の支払についても権利を有する場合を除く。

10.3 サプライヤによる解約：

サプライヤが第10.1条に基づいて供給契約を解約する権利を有する場合であって、サプライヤが適時にその旨を書面により通知して供給契約を解約した場合、サプライヤは、上記第6.8条に従った不可抗力事由により供給契約が解約されたも

のとして補償を受ける権利を有するものとする。但し、サプライヤが供給契約に基づいて受領を予定している利益全額の支払についても権利を有する場合を除く。

10.4 排他的救済：

請求の根拠となる可能性のある事由、事情又は理論（解約、供給契約の違反もしくは法定義務、過失その他の不法行為、厳格責任、補償、合意取消／撤回又はその他を含む。）にかかわらず、適用法上許容される最大限の範囲まで、供給契約に明示的に記載される買主の権利及び救済（損害賠償、費用の支払もしくは払戻し、予定賠償損害、減額、修復もしくは改善、解約又はその他によるかを問わない。）は買主の唯一の排他的な権利及び救済とする。

10.5 一定の損害に対する免責：

反対趣旨の他の規定にかかわらず、

(A) 供給契約に規定される損害賠償予定額の範囲、及び

(B) サプライヤの免責が適用法によって禁止されている範囲（かかる状況では、サプライヤの責任は適用法上許容される範囲までに限定されるものとする。）

までを唯一の例外として、サプライヤは、いかなる場合においても、(i)逸失収益もしくは逸失利益、機会、生産もしくは契約の逸失、使用不能損失、固定費、燃料、原料、ユーティリティもしくは製品に係る損失もしくは損害、工場の非稼働時間もしくは遅延、営業権の喪失、買主の顧客もしくは第三者から買主に課せられた損害賠償予定額もしくは違約金、第三者に対する買主の契約上の責任、リコール費用、買主が支払うべき損害賠償額、罰金もしくは違約金、(ii)その他金銭的もしくは経済的な損失もしくは損害（直接的、派生的、間接的もしくはその他とみなされるかを問わない。）、又は(iii)その発生方法を問わない派生的、間接的、特別、付随的もしくは懲罰的な損失もしくは損害について責任を負わないものとする。

10.6 責任限度額：

反対趣旨の他の規定にかかわらず、サプライヤの免責が適用法によって禁止されている範囲（かかる状況では、サプライヤの責任は適用法上許容される範囲までに限定されるものとする。）までを唯一の例外として、供給契約に基づく又は供給契約に関連するサプライヤの買主に対する責任限度額は、いかなる場合においても、サプライヤが受領する契約価格の合計50%を超えないものとし、かかる責任が供給契約の違反（解約を含む。）もしくは法定義務、過失その他の不法行為、厳格責任、補償、契約価格の減額もしくは返済、解約、合意取消／撤回、修復もしくは改善又はその他によって生じたかを問わない。

10.7 本第10.7条の但書に定められる場合を除き、適用法上許容される最大限の範囲まで、保証期間の満了は、あらゆる目的において、かつ、当事者間のあらゆる法的手続において、サプライヤが供給契約に基づく又は供給契約から生じた自身の義務を履行し、かつ、供給契約に基づく義務に従って供給範囲を実施し、供給範囲に含まれた本件瑕疵を全て修復したことの確定証拠を構成するものとする。保証期間の満了後において、買主がサプライヤに対し有する可能性のあるあらゆる性質の全ての請求（既知又は未知であるか、供給契約及び供給範囲の使用に基づくか又はそれらから生じたかを問わない。）並びにあらゆる権利、訴訟原因及び／又は救済は除外された又は消滅したとみなされるものとする。但し、詐欺の場合又は保証期間中に法的手続が開始され、サプライヤに書面により送達がなされた場合には、本規定は適用されないものとする。

11. 指令／改正法／許可／安全：

11.1 本件製品は、サプライヤ申込書に明示的に記載される、基準日に有効な政府指令、法律、規則、規制、法典及び基準（もしあれば）に適合するものとする。基準日より後に、改正法が供給範囲及び／又はサプライヤの作業実行手段もしくは方法並びに改正法によりサプライヤが遵守及び実施を求められるものに影響を及ぼした場合には、サプライヤは、エクイティ上の調整（第6.6条に定める救済を含む。）を行う権利を有する。サプライヤは、プロセス保証に定める範囲を除き、放電発光その他の環境要求事項を遵守する責任を負わないものとする。サプライヤは、その他全ての改正法について責任を負わないものとする。

11.2 買主は、(i)本件敷地に係る全ての許認可及び承認、本件製品の所有、組立て、試験、試運転、運転及び保守並びに関連する装置、工場、施設又はユーティリティに係る全ての許認可及び承認、並びに（該当する場合）敷地サービスの遂行、(ii)いつの時点においても本件敷地における人員全員のため本件敷地を安全な作業状態で安全な作業場として維持すること、いつの時点においても供給範囲への安全なアクセス手段を提供すること、安全な方法で、かつ、適用ある指令、法律、規則、規制、法典及び基準並びにサプライヤから提供される運転保守に関する取扱説明書及び指導書に規定されたたとおり本件敷地における全ての活動を実施すること、(iii)供給範囲の一部として提供された安全装置、危険防止器又は警告信号の撤去又は改造をしないことについて責任を負うものとする。買主は、本条のいずれかの義務を厳格に遵守しなかった場合、サプライヤの過失から直接的に生じた場合を除き、財産に対する損失もしくは損害、人身被害又は死亡の結果として生じた請求及び債務についてサプライヤを補償し、防御し、サプライヤに損害を被らせないものとする。

12. 供給契約の修正：

- 12.1 両当事者の署名が付された確認済の正式な供給契約修正契約書の中に記載されない限り、供給契約の規定のいかなる変更、追加又は放棄も、サプライヤ又は買主に対し拘束力を有しないものとする。
- 13. 輸出管理：**
- 13.1 買主は、サプライヤから提供される本件製品が輸出管理規制の管理対象であり、又は管理対象となる可能性があり、そのことにより、輸出管理事由が生じる可能性があることを確認する。輸出管理事由が生じた場合には、サプライヤは、サプライヤ申込書又は（拘束力を有する契約の場合）供給契約に基づく義務を履行するためにサプライヤにおいて必要となる可能性のある追加的な費用及び経費（輸出ライセンスの取得に必要な費用及び経費を含む。）を全額受け取る権利を有するものとする。買主は、輸出ライセンスの取得のために要請される可能性のある全ての必要な情報（最終用途証明書等）を極度な遅れを伴わずにサプライヤに提供することに同意する。サプライヤは、輸出ライセンスの取得に関する重大な遅延、ライセンスの取消し又は極度な遅れを伴った契約締結の禁止について買主に知らせる。
- 13.2 輸出ライセンスの拒絶もしくは取消しが生じた場合、通商禁止令により契約締結が禁止されている場合、又は他の輸出管理事由により、サプライヤによる1つ以上の契約上の義務の履行が妨げられる場合、サプライヤは、サプライヤ申込書又は（拘束力を有する契約の場合）供給契約に基づく自身の義務の履行を即刻免除されるものとする。本規定は、サプライヤの供給業者又は下請業者による本件製品の全部又は一部の供給が輸出管理事由によって妨げられていることを理由としてサプライヤによる契約上の義務の履行が妨げられる可能性がある場合にも適用されるが、これに限らない。いかなる場合においても、サプライヤは買主に対し、輸出管理事由に関連する遅延、損失又は損害に関する請求について責任を負わず、又は説明責任を負わないものとする。
- 13.3 第13.2条に従い、サプライヤが買主に対し、サプライヤ申込書又は（拘束力を有する契約の場合）供給契約の履行が輸出管理規制及び／もしくは輸出ライセンス又は通商禁止令によって妨げられる旨を通知した場合、各当事者は、1週間以上前に書面により通知することにより、サプライヤ申込書又は（拘束力を有する契約の場合）供給契約を解約する権利を有するものとする。かかる解約の場合、サプライヤは、当該契約に基づいて実施されている一切の作業に関する又は当該解約によりサプライヤが供給業者又は下請業者に対し支払う責任を負っている全ての費用及び経費並びに当該解約から生じた又は当該解約に関する全ての損失及び損害に対して権利を有するものとする。
- 13.4 買主は、サプライヤから提供される本件製品に関する輸出管理規制を遵守するために必要な全ての手順を実施し、及び従うものとし、買主は、民事上、刑事上又は行政上の責任の対象となる可能性がある買主又はサプライヤが合理的に考える活動（適切な承認を得ていない本件製品の販売、リース、譲渡又はサブライセンスを含むが、これに限らない。）に従事しないことを保証する。買主は、本保証の違反から生じた又は本保証の違反に関する請求、法的手続、訴訟、罰金、費用、損失及び損害についてサプライヤを補償し、サプライヤに損害を被らせないものとする。
- 14. データ処理：**
- 14.1 買主は、サプライヤが、(1)買主と共同で供給契約の管理及び履行（請求書の作成及び処理を含む。）を行うこと、(2)買主に対し追加製品及びサービスの宣伝及び／又は提案を行うこと、並びに／又は(3)顧客関係管理システム等を通じて買主との取引関係を管理することを目的として、サプライヤとの取引関係の過程において買主から開示された個人情報及びその他のデータを収集し、処理し、及び使用することに同意する。かかるデータは、買主に勤めている又は雇用されている者のデータカテゴリ、特に、氏名、役職、会社名、会社における職務内容、仕事上の連絡先の詳細（電話番号及びファックス番号、Eメールアドレス、郵送先住所等）、発注履歴、トラブル履歴（例：保証請求又は紛争）を含む場合がある。前述の目的の範囲内で、サプライヤは、(i)サプライヤ自身で、かつ／又は、関連会社もしくはその他の外部下請業者を利用して、(ii)欧州連合又は欧州経済領域内外の諸国から前述のデータを収集し、処理し、及び使用することができる。買主は、（例えば、必要な場合にはデータ主体の同意宣言又は法律上利用可能なその他の適切な手段により）サプライヤが前述の目的で前述のデータを確実に使用できるようにする。
- 15. 雑則：**
- 15.1 供給契約のいずれかの規定が、無効又は執行不能と判断された場合であっても、残りの規定の有効性又は執行可能性に影響を及ぼすことのないものとし、両当事者は、かかる無効な又は執行不能な規定を、可能な限り密接に同様の経済効果を達成する有効な規定に代える。
- 15.2 本販売条件に記載される条項もしくは段落の見出し又はその他の見出しは、参照の便宜のためのものであり、かかる条項又は段落の解釈に影響を及ぼすことのないものとする。文脈により要請される場合、単数形を意味する用語は複数形も含み、その逆も同様であるものとする。
- 15.3 制定法又は規制（本販売条件に明確に言及されたかを問わない。）への何らかの言及は、上記第11条を損なうことなく、当該時点で有効なそれらへの修正又は再制定、並びに当該時点でそれらに基づいて、もしくはそれらから有効性を得て成立し、発行され、もしくは行われるあらゆる証書、命令、計画、規制、条例、許可及び指示を含むものとする。
- 15.4 供給契約で別途合意される場合を除き、一方の当事者から他方当事者に対して行われる、又は両当事者間で取り交わされるもしくは利用可能とされる、並びに該当する場合、本件敷地に関連する活動の過程でのものを含む、あらゆる通信（口

頭又は書面によるかを問わない。) 、通知、文書及び図面は、流暢で正確かつわかりやすい日本語で行われるものとする。

- 15.5 供給契約は、買主又はサプライヤのいずれの不利益に反してもしくは不利益にも解釈又は文言解釈されることのないものとする（供給契約が、買主又はサプライヤの標準のもしくは慣習的取引条件を表明する、並びに／又は供給契約及び／もしくは供給契約の何らかの特定の前文、条、項及び／もしくは別紙もしくは付属書が、買主又はサプライヤに由来した可能性があるという理由又はその他の類似の理由であるかを問わない。）。
- 15.6 供給契約は、供給契約の主題に関するサプライヤと買主との間の完全合意を規定し、両当事者間の何らかの従前の合意又は取決めに取って代わる。供給契約に明示的かつ明確に規定される範囲を除き、あらゆる口頭の表明、保証、約束その他の声明（種類を問わない。）及び供給契約の日付においてもしくは当該日付より前に付与される又は取り交わされるあらゆる書面（サプライヤのパンフレット又は販売資料を含む。）は、サプライヤによって明示的に除外され、かつ、拒絶される。買主は、供給契約を締結する際に、かかる表明、保証、約束、声明もしくは文書に何ら依拠しない、又は現在それらに何ら依拠していないことを確認する。
- 15.7 供給契約は、他方当事者の事前の書面合意なく、いずれの当事者によっても、手段の如何を問わず譲渡されることはできない。但し、これにより、サプライヤが何らかの合意を取得するよう義務付けられる、又はその他供給契約に基づく、自らが適切であると考え自己の義務の1つもしくは複数を再委託する権利を制限されるものではないものとする。
- 15.8 買主は、敷地サービスを実施するサプライヤ及びその下請業者（該当する場合）が、供給範囲及び本件敷地に適用されるオールリスク型保険契約によって補償されていることを確保するものとする。かかる補償は、第一次保険であるものとし、サプライヤを追加被保険者として称する。サプライヤは、要請により、該当する契約の写しを受領する権利を有するものとする。控除金額がもしあれば、買主の費用負担とする。

16. 紛争：

- 16.1 本供給契約から発生する又は本供給契約に関連する紛争（その存在、有効性もしくは解約についての何らかの疑義を含む。）は、日本の東京の管轄裁判所に専属的に付託され、かつ、当該裁判所により最終的に解決されるものとする。但し、サプライヤが、買主に対してその他の管轄裁判所において手続を開始する権利を有するものとするを条件とする。供給契約の準拠法は、日本の実体法とする。但し、国際物品売買契約に関する国際連合条約は、適用されないものとする。

別紙A 検収試験及びプロセス保証

1. **検収試験／条件**：供給契約に別途記載されない場合、検収試験は、本件製品の試運転がなされ（サプライヤが検収試験の履行を妨げないと判断する方法によるものを除く。）、かつ、本件製品が、サプライヤの合理的な意見において、安定した運転を達成した後、速やかに実施される。検収試験は、サプライヤが要求する、研修を受けた有資格の買主の人員によって実施されるものとする。供給契約に基づく買主のその他の義務に加えて、買主は、検収試験中、(i)全ての燃料及びユーティリティが供給契約の仕様に厳格に適合すること（又はかかる仕様が記載されない場合、以下の第2段落に基づいてサプライヤにより提供される試験プロトコルに従う。）、(ii)燃料、ユーティリティ及び製品に関するあらゆる分析が、サプライヤの要求に応じて適時に提供されること、並びに(iii)本件製品の全ての上流装置及び／下流装置が適切に機能することを確保するものとする。供給契約又は試験プロトコルに別途明記される場合を除き、検収試験の実施について責任を負う当事者は、他方当事者に対し、検収試験が開始される期間について、少なくとも14日前の事前書面通知を行うものとする。検収試験がサプライヤによって監督又は実施されない場合、買主は、サプライヤが検収試験に同席する及び立ち会うことを許可し、またサプライヤは、関連する全ての検査報告書及び記録の写しを受領する権利を有するものとする。

2. **試験プロトコル**：供給契約に詳述する範囲を除き、検収試験に関する手順及び要件は、サプライヤの標準試験手順及び要件に従うものとする。供給範囲及び供給契約に適合する当該手順及び要件は、「試験プロトコル」の形式で、検収試験の開始予定日より遅くとも30日前に、サプライヤから買主に提供されるものとする。試験プロトコルは、数ある中で、何らかの前提条件、以前履行されていないプロセス保証及び検収試験の対象、関連する検収試験の期間、計測公差並びに検収試験を実施する手順及び方法を明記する。

3. **プラント検収**：プロセス保証及び何らかの検収試験に関するサプライヤの義務は、完全に履行されるものとし、また買主は、次の1つ以上が該当する場合、あらゆる目的において供給範囲を検収したものとみなされるものとする：

- (i) 本件製品が、概してプロセス保証に従って機能している場合、又はプロセス保証がなされない場合に、検収試験中に本件製品の重大な本件瑕疵が何ら特定されない場合、
- (ii) 本件製品のいずれかの部分が、検収試験の完了前に買主によって使用される場合（但し、買主が、試験プロトコルに従うサプライヤの監督下で生産された製品を販売することは、本規定を目的とする使用を構成しないものとするを条件とする。）、
- (iii) 試運転の完了後は1か月以内、設置完了後は3か月以内、又は本件製品の主力製品の納入準備完了後は4か月以内の時期のうち、いずれか早い時期に、本件製品が、買主の責に全面的もしくは部分的に帰すべき事由により検収試験に合格しなかった場合
- (iv) サプライヤが、本別紙の以下第5段落に基づくプロセス保証に適用される、何らかの損害賠償予定額を支払った、又は減額を行った場合

4. **検収証明書**：供給範囲（又は該当する場合、その区分）が、上記第3段落に従って検収試験に合格したとみなされる場合、サプライヤは、買主に供給範囲に関する検収証明書（以下「検収証明書」という。）を提出し、買主は、直ちに当該証明書に署名するものとする。検収証明書には、性能試験に合格したとみなされた日付が記載されるものとする。

買主は、本件製品の運転に有害にかつ著しく影響を及ぼすことのない瑕疵もしくは不作為の存在により、検収証明書の発行を遅延する又は拒否する権利を有しないものとする。かかる瑕疵及び不作為は、買主によって検収証明書に書き留められるものとし、実務上可能な限り速やかに、検収証明書の有効性もしくは効果にいかなる方法によっても影響を及ぼすことなく、サプライヤによって記入される。

買主が、本第4段落に基づいて検収証明書を発行する義務を負うときから14日以内に当該証明書を発行しない場合、買主は、それでもなお、何らの条件又は制限なく、供給範囲が上記第3段落に基づく性能試験に合格したとみなされる日をもって効力を発生する検収証明書を発行したとみなされるものとする。

買主は、検収証明書の発行後にも、供給範囲（又は関連する区分）を使用することができる。検収証明書の発行又はみなし発行をもって、買主は、その時点で支払期限が到来する支払を含む、自己の全ての義務を履行するものとする。

5. **検収試験の不合格**：検収試験中に本件製品がプロセス保証を達成しなかった場合、サプライヤは、かかる不達成の理由を可及的速やかに調査し、買主にその調査結果について知らせるものとする。買主は、自己の費用負担で、かかる調査においてサプライヤに全面的に協力し、かつ、サプライヤに、サプライヤがかかる不達成の原因を特定するために要求する全てのアクセス権、リソース、情報及び文書化を提供するものとする。かかる不達成の原因が、（買主に全面的又は部分的に起因する何らかの過失によるものではなく）サプライヤの過失に起因する事由によるものと判断される場合、サプライヤは、遅滞なく、かつ自己の費用負担で、かかる不達成の原因を是正するあらゆる合理的な措置に着手するものとし、またかかる不達成が微々たるものである場合を除き、検収試験の関連部分が繰り返し実施されるものとする。

かかる努力にかかわらず、（買主に全面的又は部分的に起因する何らかの過失によるものではなく）サプライヤの過失に起因する事由により、本件製品が、検収試験の関連部分を1回以上繰り返し実施してもなお合格しない場合、サプライヤは、買主との協議後、及びかかる不合格のは正を最低3回以上試みた後、追加的な是正措置を実施すること、又は供給契約に明記される適用されるプロセス保証損害賠償予定額を（違約金としてではなく）損害賠償予定額として支払うことの内いずれかを選択することができる

(但し、損害賠償予定額が何ら明記されない場合、両当事者は、契約価格の減額について合意するものとするを条件とする。)。減額は、販売された本件製品の公正な市場価値と、納入され、設置され、かつ試運転がなされた本件製品の公正な市場価値との差額を反映するものとする。損害賠償予定額の支払又は(場合に応じて)合意された減額は、本件製品のプロセス保証及び検収試験に適用されるその他の基準の不達成に関する買主の唯一の排他的な救済であるものとする。全ての支払額又は減額は、いずれにしても、合計で契約価格(又は供給範囲が異なる区分によって構成される場合、契約価格のうち、試験に不合格であった区分に帰属する部分。)の5%を超えることのないものとする。

サプライヤが、買主の責に全面的もしくは部分的に帰すべき事由により、14日間を超えて検収試験を実施することを妨げられる場合、又は当該事由により検収試験に合格しない場合、検収試験に合格したとみなされ、サプライヤは、買主によるその追加的なサプライヤ費用等の支払を受ける権利を有するものとする。

6. **検収の遅延**：検収試験が、サプライヤの責に全面的もしくは部分的に帰さない事由により遅延又は延長される場合、サプライヤは、買主によるその追加的な費用等の支払を受ける権利を有するものとする。

7. **区分**：供給契約に規定する場合、又はサプライヤが合理的に要請する場合、供給範囲は区分毎に試験され、その場合、各区分に別紙Aの規定が適用されるものとする。